

## 奨学生募集要項（日本人）

奨学金名	452-01~05 交通遺児育英会 <大学院>
給付・貸与別	貸与（無利子） 返還は貸付終了月の6か月後から、20年以内に月賦、半年賦、年賦などにより返済。
奨学金額	月額 50,000円、80,000円、; 100,000円から選択
採用期間	正規の最短修業年限内
対象研究科・学年	全研究科（修士課程1～2年生、博士課程1～3年生、専門職学位課程も応募可能）※最短修業年限で卒業可能で、申込時29歳までの者
出願締切日	2011年6月10日まで[厳守]
支給開始時期	7月中旬
出願資格	2011年度に在学している、申込時29歳までの学生で、 保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けなくなった家庭の子女であること ※道路における事故には、踏切での事故・路面電車との事故および自転車事故も含まれます。 ※著しい後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。（身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。） ※学力および家計の基準はありません。
併給制限	なし
提出書類	出願書類等は、奨学課事務所に出席のうえ請求するか、各自で交通遺児育英会ホームページ（ <a href="http://www.kotsuiji.com/">http://www.kotsuiji.com/</a> ）からダウンロードしてください。 1. 奨学生願書（指定用紙） 2. 大学奨学生推薦書（指定用紙、研究科長印） …指定用紙を研究科事務所に持参のうえ、作成を依頼してください。 3. 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの） …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 4. 後遺障害の程度を証する証明書（後遺障害の場合のみ必要） …詳しくは、「奨学生募集のご案内」を参照してください。 （自動車損害賠償保障法施行令別表2の第1級から第7級までの後遺障害は、身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します。） 5. 戸籍謄本 …出願者が記載されている戸籍謄本。保護者等（＝事故にあった人）が死亡された時は、その保護者の死亡日が記載されている除籍謄本（または改製原戸籍謄本）も必要です。
提出先	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課
備考	※このたびの東日本大震災で被災された方の子女のうち、保護者が行方不明の場合や、車両に乗って出かけて津波に遭ったり、地震による路外逸脱・自損事故・落石などで死亡されたり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女も、交通遺児として採用されます。詳しくは、交通遺児育英会奨学課（フリーダイヤル 0120-521286 TEL03-3556-0773）にお問い合わせください。 ※応募時26歳から29歳までで、一旦社会人になった後に奨学金を希望する場合は、原則として高校奨学生であった者に限ります。 ※一人の奨学生への総貸与期間は原則として合計9年間まで、奨学金および入学一時金の総貸与額は812万円を限度とします。